

人工衛星等との衝突防止に係るガイドラインの制定について

令和 7 年 3 月 28 日

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

1 背景

昨年3月 26 日に開催された第2回宇宙交通管理に関する関係府省等タスクフォース大臣会合で改訂された「軌道利用のルール作りに関する中長期的な取組方針」において、『静止軌道上以外では軌道を確保・調整する国際枠組みは事実上存在せず、この点が改善されれば、軌道利用の安全や円滑化に効果が大きい。また、軌道航行時の接近・衝突の回避に関するルール、調整要領等についても、国の基準として規定されている事例はなく、この点の改善も軌道利用の安全や円滑化に効果が大きい。(中略)我が国独自に対応することで一定の効果がある部分の検討を先行させた上で、技術的な実現性・実用性に優れたあるべきルール案を検討し、国際社会に提起していく。』とされており、2024 年度以降の具体的な取組として、『人工衛星運用者等の意見も聞きながら、我が国独自に対応していく事項を取りまとめた「人工衛星等との衝突防止に係るガイドライン」を制定』することとされた。

2 ガイドライン概要

上記タスクフォースにおいて「人工衛星等との衝突防止に係るガイドライン」の案が策定されているところ、当該案への人工衛星運用者等の意見を反映し、事務局としてガイドラインを制定したので報告する。

＜概要＞

本ガイドラインは、人工衛星の管理に係る許可の対象であり、かつ地球を回る軌道からその異なる軌道に移動し得る能力を有する人工衛星が、他の人工衛星やスペースデブリ等との衝突を回避、あるいは衝突する可能性を極力低減するために行う管理についての考え方や具体的な方策等の一例を示すものである。

【ガイドラインで求める提示事項】

○人工衛星等の運用に係る体制整備

- ・運用管理の組織及び業務
- ・第三者が運用する人工衛星やスペースデブリ等との衝突リスクの把握
- ・情報提供等

○衝突等を防止・回避する仕組み(設計・運用)

- ・人工衛星の運用軌道の選択や設計上の配慮
- ・衝突回避のための運用

3 スケジュール

令和6年 3月 宇宙交通管理に関する関係府省等タスクフォース大臣会合(案の報告)

11月 宇宙活動法基準・安全小委員会(ガイドライン案に係る審議)

～12月 <意見募集>

令和7年 2月 ガイドライン制定

3月 宇宙交通管理に関する関係府省等タスクフォース大臣会合(制定の報告)